

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）

募集要領（本冊）



【第Ⅰ期】：令和7年度～令和9年度

☐ コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援

【①補助型（分冊1）／②委託型（分冊2）】

☐ コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援

【①補助型（分冊3）／②委託型（分冊4）】

各メニューの詳細については「分冊」に記載しています。必ずご確認ください。

《企画提案書・助成金交付要望書の提出期間》

令和7年4月30日（水）10：00～5月19日（月）17：00

令和7年4月
独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

文化芸術活動基盤強化基金の趣旨・目的	1
支援の仕組み	4
応募に当たっての留意事項	7
提出書類及び応募方法	12
審査について／検証・分析、評価の仕組み	13
関連資料	14

《提出方法及びお問い合わせ先》

【提出方法】

以下のページより受付フォームに進み、提出書類一式をアップロードしてください。

（ウェブサイトへのURLは後日掲載いたします。）

＜受付期間＞ 令和7年4月30日（水）10：00～5月19日（月）17：00

【お問い合わせ先】

独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局
基盤強化事業課

問い合わせフォーム（下記ページ内「お問い合わせ」より）：

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>

＜受付期間＞ 令和7年4月28日（月）17：00まで

文化芸術活動基盤強化基金の趣旨・目的

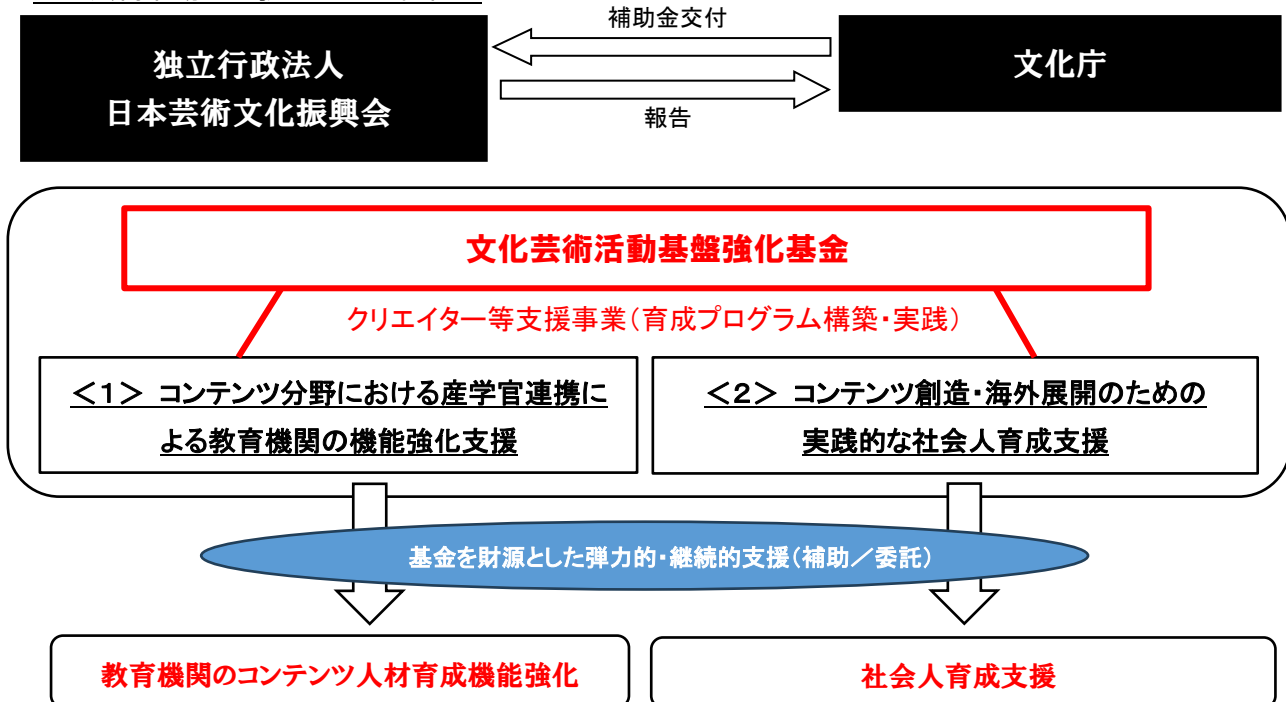
文化芸術活動基盤強化基金は、令和6年に国からの補助金により、クリエイターの育成等のために行う事業を実施することを目的として設置された基金です。

我が国のマンガ、アニメ、ゲーム、映画、音楽、舞台等のコンテンツは、海外でも高く評価されており、国内市場にとどまらず世界に発信することにより、日本の成長力の強化にも資するものです。海外における日本由来のコンテンツの需要が高まる中、各業界においては、海外展開を視野に入れた活動に必要なスキルの習得や、製作現場等の人材育成・確保など、中長期的視野に立ったクリエイターや専門人材（以下「クリエイター等」という。）の育成が急務となっています。

このような背景を踏まえ、令和6年度の経済対策「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～（令和6年11月22日閣議決定）」においては、次代を担うクリエイター等を目指す学生や社会人に対し一貫的で強力な支援を行うため、本基金を活用して、新たに文化庁事業による「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」を実施し、5年程度の活動目的の下で、弾力的かつ3年程度にわたって人材育成を行うとともに、経済産業省の事業における海外展開推進とあわせて、戦略的に推進することが示されました。

本事業の実施を通じて、国際的に活躍できるクリエイター等の育成を推進し、各分野の文化芸術活動の活性化、国際的プレゼンスの向上に繋げることを目指します。

文化芸術活動基盤強化基金の仕組み



<事業メニュー>

事業名	メニュー名
クリエイター等支援事業 (育成プログラム構築・実践)	<1> コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援【補助型／委託型】
	<2> コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援【補助型／委託型】

支援の仕組み

事業の趣旨・目的

本事業では、各コンテンツ分野において、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、大学・専門学校等と企業・関係団体等業界が連携し、国際的な活躍を目指す学生や社会人に必要となるスキル等を習得する国際的な場での実践を含めた育成プログラムの構築・実践を弾力的かつ複数年度にわたって支援します。

具体的には、クリエイター（漫画家、アニメーター、監督、作曲家、脚本家等）や海外展開に長けた専門人材（編集者、プロデューサー等）が、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを身に付けることを目的として、次のメニューにより支援を行います。

	＜1＞ コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援		＜2＞ コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援	
	①【補助型】	②【委託型】	①【補助型】	②【委託型】
対象となる取組	大学・専門学校等と企業・関係団体等が連携して、クリエイター等を目指す学生に必要なスキルを可視化するとともに、海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実証・実装化する取組		コンテンツ関係企業・団体等が、国内で活躍するクリエイター等に必要なスキルを、海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実装化する取組	
	<u>大学・専門学校等による取組</u>	<u>業界統括団体等による取組</u>	<u>企業・団体等による取組</u>	<u>業界統括団体等による取組</u>
対象となる団体	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校	業界統括団体または業界統括団体に準じた団体	我が国の企業・団体等	業界統括団体または業界統括団体に準じた団体
支援件数	【補助型】と【委託型】合わせて各区分3件程度		【補助型】と【委託型】合わせて各区分2件程度	
支援額	1プロジェクト当たり原則として必要な経費3億円を上限として支援		1プロジェクト当たり原則として必要な経費2億円を上限として支援	

【補助型】の支援では、大学・専門学校等や企業・団体等による自主的なプロジェクトであって、公益性が認められるものに必要な支援を行うものであるのに対し、【委託型】では、業界統括団体等による業界全体を俯瞰した人材育成に関するプロジェクトを独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」といいます。）との協議の上で、各委託団体による育成プログラムの構築・実践を実施することにより、クリエイターや海外展開に長けた専門人材の育成を支援します。

本事業の実施を通じて、プログラム構築に必要な海外専門機関とのネットワークの形成やクリエイター等の海外展開などにつなげるとともに、国際的な活躍を目指す者が、育成プログラムにより一定程度のスキルを習得した後に、当該分野の業界において国内外で活躍できるような仕組みづくりを目指します。

対象となる期間

本事業では複数年度にわたる実施計画に対して支援を行うことから、期間を【第Ⅰ期(令和7年度～9年度)】と【第Ⅱ期(令和10年度～11年度)】に区分し、本募集では補助型については、【第Ⅰ期】を支援対象期間として、当該期間に発生した経費に対して支援します。また、委託型の実施期間も同様です。

※国の予算措置の状況によっては【第Ⅱ期】の助成または委託が行われない場合があります。予めご了承ください。

対象となる分野

マンガ、アニメ、ゲーム、映画(実写映画及びアニメーション映画)、音楽(ポピュラーミュージック関係)、演劇・舞踊(ライブ・エンターテインメント関係)、デザイン等(デザイン、ファッション、建築、分野横断的新領域の分野から選択)の7区分とします。応募に当たっては区分を1つ選択してください。

【参考】区分・分野ごとにおけるクリエイター等の例

区分	分野	職種の例(あくまでも例示です。)
マンガ	－	漫画家、編集者 等
アニメ	－	アニメーター、監督、プロデューサー 等
ゲーム	－	ゲームクリエイター、ゲームデザイナー 等
映画	実写映画・アニメーション映画	映画監督、プロデューサー、脚本家、VFX クリエイター 等
音楽	ポピュラーミュージック関係	作曲家、プロデューサー、制作スタッフ 等
演劇・舞踊	ライブ・エンターテインメント関係	演出家、脚本家、舞台美術家、プロデューサー 等
デザイン等	デザイン、ファッション、建築、分野横断的新領域(※)	作家、キュレーター、コーディネーターデザイナー、パタンナー、建築家、作家、プロデューサー、翻訳家、批評家 等

※分野横断的新領域のジャンル例:分野を横断し、または革新し、グローバルな訴求力を高める等の創意工夫を行ったもの。

事業の特徴

○ 目標設定及び複数年度の実施計画

応募しようとする団体は、本事業の目的を十分に把握した上で、現状の課題とニーズを踏まえて、我が国の文化芸術を牽引しうるグローバルな人材の育成のためのプログラムの開発・実証・実装化に向けた目標を設定し、その達成のための複数年度にわたる実施計画を策定し提出する必要があります（対象となるプロジェクトの詳細はP. 4参照。）。

○ 【補助型のみ】伴走型支援の実施

振興会は、本事業の目的の実現に向け、各プロジェクトに対する「伴走型支援」を実施します。

採択プロジェクトの決定後、プロジェクトの実施と並行して各採択団体との対話や現地確認を行いながら、進捗管理及び必要な助言・相談等を行うことで、確実な目標達成を支援します。

また、これらの結果を文化庁・文化審議会へ報告し、必要な助言等を得ることも予定しています。

○ 各採択プロジェクトの成果検証（P. 13参照）

本事業では、各採択団体から報告された内容や収集したデータ等に基づき、各採択プロジェクトの毎年の進捗の全体把握や成果の分析・検証を行う予定です。

【第Ⅱ期】については、令和9年度末までに有識者等による【第Ⅰ期】の活動状況・成果等の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、プログラム継続の可否を判断する予定です。【第Ⅰ期】の「取組に盛り込むべき観点」及び「プロジェクトの評価指標及び目標値」に関する成果が達成されていないと認められる場合は、【第Ⅱ期】へのプログラム継続は認められませんのでご注意ください。

取りまとめた成果等の内容は、文化庁へ報告されるとともに振興会ホームページ等でも公表予定です。振興会・文化庁で得られた分析結果や意見は各採択団体へもフィードバックされる予定です。

応募に当たっての留意事項

本事業は、『文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱』、『独立行政法人日本芸術文化振興会基金部関係委託業務実施要領』及び『クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)委託実施要項』等に基づき実施することとなりますので、必ず内容を確認の上で提案してください。

対象とならない活動

以下の活動は原則として助成または委託の対象となりません。

(これらの活動が含まれたプロジェクトの場合、実施計画から除外するよう求めることがあります。)

- 政治的または宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 日本国内における、自ら主催する公演等ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演等(買取公演等)
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料並びに技術提供等に関する経費等は計上できます。
- 文部科学省・文化庁・外務省等の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
 - ※ 次項「他の助成事業等との重複応募・重複助成」参照。
- 国の行政機関(独立行政法人含む)、地方自治体等との共同事業
 - ※ 実施に当たっての協力(広報等)を得る場合を除きます。
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。

他の助成事業等との重複

本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、本基金の別メニューに重複して応募することはできません。

その他、国の行政機関の委託事業費等が支出される活動についても応募することはできません。

また、本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁・外務省等の補助事業と重複して助成を受ける、または受託することはできません。

※既にこれらの他の事業の採択が内定/決定している場合に重複して応募することは可能ですが、本事業に採択され本事業による支援を受ける場合には、既に採択が内定/決定している他の事業の採択を取り下げいただきます。

※他の事業と重複して応募する場合は、当該他事業側の要件もよく確認の上で応募してください。

重複して助成を受ける、または受託することができない事業の例は以下のとおりです。

- 芸術文化振興基金助成事業
- 舞台芸術等総合支援事業
- 国際共同製作映画への支援
- 「日本博2.0」事業
- 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
- 文化芸術創造拠点形成事業
- メディア芸術クリエイター育成支援事業
- (独)国際交流基金による助成事業

※令和5年度補正予算による文化芸術活動基盤強化基金「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」に採択されている場合には、その全部が当該採択プロジェクトと異なるプロジェクトに限り、応募することが可能です。

また、応募団体とは異なる団体が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合についても、同様の扱いとなります(助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です。)

例えば、本事業に採択されたプロジェクトの一部を、共同制作者である団体・企業等が「国際共同製作映画への支援」に応募し採択された場合は、これに該当します。

文化庁の助成事業について、詳しくは文化庁ウェブサイト(<https://www.bunka.go.jp/>)をご覧ください。

地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について

地方公共団体の補助金・助成金等や、民間の助成団体からの助成金、企業からの協賛金等の交付を受ける活動はプロジェクトに含めることができますが、提出様式の「収入」欄に助成金・補助金等を交付する組織名及び見込額(申請額)を計上してください。

【補助型】で、他の助成金等により特定の経費が賄われる場合(例:会場費の全額助成)は、当該経費を重複して本助成金の助成対象経費とすることはできません。

【委託型】で、委託業務経費に国や地方公共団体からの補助金・助成金・運営費交付金等の財源を含む場合は、積算根拠資料に財源該当部分を明記し、本事業予算と区分して計上してください。

採択活動の公表

本事業の採択一覧(プロジェクト名、団体の名称等)を振興会ウェブサイト等で公表するほか、プロジェクトの概要及び実績報告、成果等についても公表する予定です。

提出された情報の提供範囲・使用目的

当振興会に提出された書類等に記載された情報(個人情報を含む)は、当振興会において、以下の目的の範囲で使用するほか、本事業の成果検証やプロモーション等を目的として文化庁にも提供されます。

- ① 事業の適正な執行のために必要な連絡
- ② 実施状況等を把握するための調査(プロジェクト終了後のフォローアップ調査を含みます。)
- ③ 事業の効果の検証及び検証結果の公表
- ④ その他事業の遂行

暴力団等排除に関する誓約

応募書類の提出に当たっては、プロジェクトの実施期間内及び完了後の将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力に、団体あるいはその構成員が該当あるいは関与するものでないこと、事業内容等に法令に違反する行為がないこと、その他助成金の交付を受ける団体として不適当な行為を行う者でないことを誓約いただきます。

実地検査・会計調査等

プロジェクトの実施期間中または完了後（翌年度以降を含む）、事務局、日本芸術文化振興会や文化庁等の職員が採択団体を訪問し、業務の実施状況や会計処理の状況について実地検査を行う場合があります。委託業務は会計検査の対象となりますので、委託先（委託型の場合は再委託先）において会計検査院による検査が実施されることがあります。

採択団体は、執行状況を明らかにした帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、これらの関係書類についてプロジェクトの完了の日の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。

不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金（またはまたは委託経費）の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定（または採択）の取消し、助成金（または委託経費）の全部または一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の罰則（または委託経費の支払停止措置）が課されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は2年間、それぞれ当振興会や文化庁の助成事業等に応募することができません。詳しくは交付要綱をご覧ください。

助成金の不正受給防止については、文化庁において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」がとりまとめられています。併せてご参照ください。

【芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、令和4年7月に同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表しました。

また、令和4年度からは、ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう「芸術家等実務研修会」を実施し、個人で活動する芸術家等及びその発注者の立場になる方が適正な契約関係構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修会等を実施しています。

事業の実施に当たっては、これらを参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めていただきますようお願いいたします。

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html

【芸術家等実務研修会の実施】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html



「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」について

令和5年3月に一般社団法人日本映画製作者連盟、協同組合日本映画製作者協会、協同組合日本映画監督協会ほか各職能団体によって、映画製作現場の就業環境改善や取引の適正化等を図ることを目的に、「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」が定められました。

また、一般社団法人日本映画制作適正化機構が設立され、本ガイドラインに則って制作された映画を認定する「日本映画制作適正認定制度（作品認定制度）」も開始されました。

※同機構では、現在、実写映画作品（ドキュメンタリー、極めて芸術性の高い実験的な作品及び専ら教育を目的として制作される作品は除く）を対象としています。

【映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン】

https://www.eiteki.org/wp/wp-content/uploads/pdf/eiteki_guideline.pdf

映画制作に従事する方たちが安心・安全な環境で業務に従事できるよう、本ガイドラインを参考にし、本事業に応募するプロジェクトにおいては、本ガイドラインに則って適正な環境で事業を実施するよう努めてください。

なお、「＜2＞コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援」において、本ガイドラインの遵守に関する審査基準を設けています。応募団体には、本ガイドラインの遵守状況に関する申告書を提出していただき、本ガイドラインを遵守することが確認できた応募活動については、加点を行います。

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について

平成25年4月に経済産業省によって、アニメーション制作業界における就業環境改善や取引の適正化等を図ることを目的に、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が策定され、令和元年8月に改訂されました。同ガイドラインでは、望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

【アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/190809shitaukeGL9.pdf>

アニメーション制作に従事する方たちが安心・安全な環境で業務に従事できるよう、本ガイドラインを参考にし、本事業に応募するプロジェクトにおいては、本ガイドラインに則って適正な環境で事業を実施するよう努めてください。

なお、「＜2＞コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援」において、本ガイドラインの遵守に関する審査基準を設けています。応募団体には、本ガイドラインの遵守状況に関する申告書を提出していただき、本ガイドラインを遵守することが確認できた応募活動については、加点を行います。

海外への渡航について

- 台湾における取組を提案に含む場合は、提案に際して事前にご相談ください。
- 外務省から危険情報及び感染症危険情報が発出されている国・地域での取組を提案内容に含む場合は、安全管理上の条件を付して採択することがあります。また採択となった場合でも、業務実施前の渡航国における危険情報のレベル次第では、実施内容の変更を指示する場合があります。原則として、危険情報レベル2以上の地域への渡航は認められません。

提出書類及び応募方法

受付期間・方法

受付期間: 令和7年4月30日(水)10:00～5月19日(月)17:00(締切厳守)

以下のページより受付フォームに進み、提出書類一式をアップロードしてください。

<https://www.ntjjac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>

※受付期間を過ぎてからの提出はできません。

※受付最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合は処理が正常終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

提出書類

振興会 WEB サイト(上記URL)から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

提出書類一覧	データ形式		
	Excel	Power Point	PDF
① 交付要望書／企画提案書、自己申告書、誓約書	○	—	○ ※1つのファイルに統合してください
② 事業計画の概要	—	○	
③ 定款、寄附行為またはこれらに類する規約	—	—	
④ 財務諸表及び事業報告書	—	—	
⑤ 団体の要件を満たすことがわかる資料	—	—	
⑥ 補足資料(10ページ以内) [任意]	—	—	
⑦ <u>各ガイドラインに関する申告書</u> (メニュー<2>のアニメ区分、映画区分に応募する場合のみ提出)	○	—	

※<1>コンテンツ分野によける産学官連携による教育機関の機能強化支援と<2>コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援のそれぞれのメニューに対し、一つの団体が応募できる件数は、プロジェクトの内容が異なるものに限り、各区分1件とします。

※提出書類に不備があると、受付できない場合があります。受付期間後の差し替えは原則認められませんのでご注意ください。

※交付要望書／企画提案書に基づき評価を行うため、審査の際に付された意見等に対応するものを除き、採択後のプロジェクトの内容及び経費予定額の大幅な変更については原則として認められません。

※財務諸表は、決算が終了した直近の年度について、貸借対照表、正味財産増減計算書または損益計算書)を提出してください。

- ・貸借対照表:当該事業年度末における団体の資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するもの。
- ・正味財産増減計算書:当該事業年度に発生した収益、費用及び損失を計上することにより、団体の正味財産の増減の状況を明瞭に表示するもの。
- ・損益計算書:当該事業年度に発生した収益、費用を記載し、それらの差額として当期純利益を計上することにより、経営成績を表示するもの。

※提出書類の作成費用は選定結果にかかわらず申請者の負担となります。

審査について／検証・分析、評価の仕組み

審査について

提出された応募書類は、学識経験者等で構成される審査委員会に諮って審査し、採否を決定します。審査は「審査要領」に基づき、企画内容・実施体制等を総合的に評価します。なお、応募団体に対し、必要に応じて面接選考の実施及び業務の詳細に関する追加資料の提出を求めることがあります。

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、**令和7年6月末を目途**に応募書類に記載のメールアドレス宛にお知らせします。応募書類提出後に連絡先が変更になった場合は必ず振興会まで連絡してください。

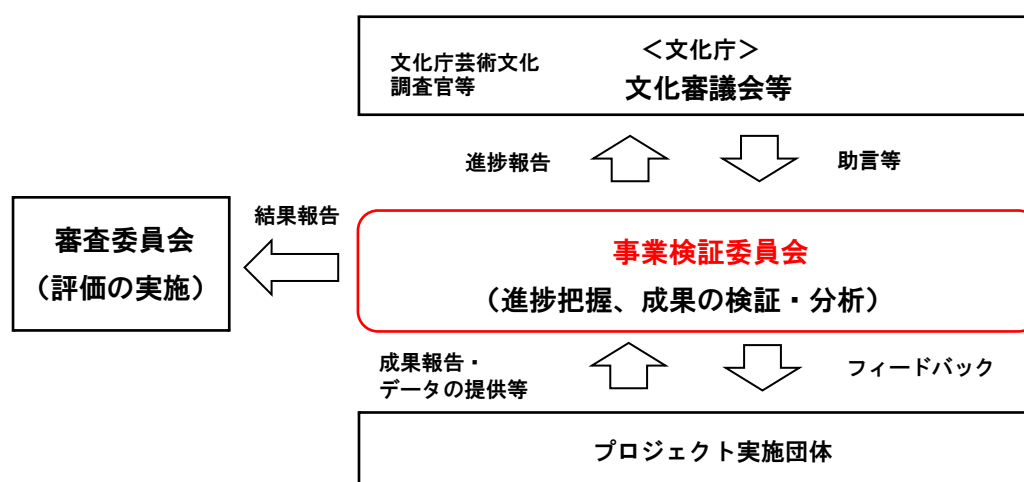
（参考）検証・分析、評価の仕組み

本事業では、採択された各プログラムが、その目標・成果等の達成に向けて適切に実施されているかを確認することを目的に、審査を行う委員会とは別に、有識者等による委員会（事業検証委員会）を設置する予定です。

事業検証委員会では、各プログラムの状況・進捗等の把握、成果の検証分析等が行われ、その分析結果等は各採択団体へ伝達されるとともに、文化庁の文化審議会へも報告される予定です。その他、分析結果等は振興会ホームページ等でも公表予定です。

また令和9年度中に、プログラムの成果の全体検証・取りまとめを実施する予定です。検証結果は有識者等による委員会に報告され、プログラム継続の判断にも活用される予定です。

※検証・分析、評価の仕組みの詳細は検討中であり、今後、お知らせいたします。



関連資料

＜補助型に係る関連資料＞

- ◇資料1 文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱・・・・・・・・・・ 14
- ◇資料2 文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱取扱細則・・・・・・・・ 20
- ◇資料3 独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）・・・・・・・・・・ 22
- ◇資料4 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・・・・・・・・ 23
- ◇資料5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）・・・・ 29

＜委託型に係る関連資料＞

- ◇資料6 独立行政法人日本芸術文化振興会基金部関係委託業務実施要領・・・・ 32
- ◇参考資料1 クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業委託実施要項・・ 35
（「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）委託実施要項」については
後日掲載いたします。）

文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱

令和 6 年 3 月 29 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）がクリエイター・アーティスト（公演・展示等の実施や企画・制作・交渉に必要な者を含む。）の育成及びその活躍・発信の場でもある文化施設の高付加価値化、コンテンツ分野（第2条（3）に規定するコンテンツ分野をいう。）のクリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）のために行う活動に対する援助を適正に実施するため、文化芸術活動基盤強化基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

(1) 音楽、伝統芸能等の舞台芸術分野及び特定の分野に該当しない領域を対象とした、クリエイター・アーティストの育成のために行う活動

(2) 博物館、美術館、劇場・音楽堂等の文化施設の高付加価値化のために行う活動

(3) マンガ、アニメ、ゲーム、音楽、舞台、映画等のコンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援及びコンテンツ創造・海外展開における実践的な社会人育成支援のために行う活動

2 助成の対象となる活動の実施期間、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第1号）及び別に定める消費税等仕入控除税額予算書を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲は別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第8条第1項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第8条第3項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第19条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第19条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第19条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第19条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取消された者	第19条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間

「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）により応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間
--	---------------

（助成対象活動の内定及び通知）

第5条 理事長は、第3条の規定による助成金交付要望書を受理したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定（以下「交付内定」という。）し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付内定に際して、必要な条件を附することができるものとする。

（交付要望の取下げ）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により要望を取り下げ場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による要望の取下げがあった場合は、既に行った当該要望に係る助成金の交付内定はなかったものとみなす。

（事情変更による助成金の交付内定の取消し等）

第7条 理事長は、第5条第1項の規定による助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。

2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合は助成金交付内定取消し通知書（様式第4号）、前項の規定による変更をした場合は助成金交付内定変更通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

（助成金の交付内定の取消し）

第8条 理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、第5条第1項の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合

（2）助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

（3）内定者が、他の活動について助成金、文化芸術振興費補助金による助成金（以下「補助金助成金」という。）又は芸術文化振興基金助成金（以下「基金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき

（4）第9条第1項の規定による助成金交付申請書が期日までに提出されない場合

（5）その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第5条第1項の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定による取消しをした場合には、前条第2項の規定を準用する。

（交付申請書の提出）

第9条 内定者は、第5条第1項の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第6号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 内定者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第10条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第7号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定を行うに当たって、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金交付申請がなされたものについては、当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。

3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付決定に際して、必要な条件を附することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第8号）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により申請を取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（計画の変更の承認）

第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第9号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第10号）により、助成対象者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

（助成対象活動の中止又は廃止の承認）

第13条 助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。以下この条において同じ。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第11号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第12号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）

第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

（助成対象活動実績報告書の提出）

第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第14号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、振興会の事業年度が終了したときに助成対象活動が未完了の場合は、振興会の事業年度終了に伴う助成対象活動実績報告書（様式第15号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

3 前項に規定する振興会の事業年度終了に伴う実績報告書には、翌事業年度に行う助成対象活動に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

4 助成対象者は、第1項に規定する助成対象活動実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第16条 理事長は、前条第1項の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定（第12条第3項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。）の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第16号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正)

第17条 助成対象者は、前条において助成金の額が確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第24条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

(事情変更による助成金の交付決定の取消し等)

第18条 理事長は、第10条第1項の規定による助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消しをした場合は助成金交付決定取消し通知書（様式第17号）、前項の規定による変更をした場合は助成金交付決定変更通知書（様式第18号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第19条 理事長は、助成対象活動の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合は、第10条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成対象者が、第24条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) 助成対象者が、他の活動について助成金、補助金助成金又は基金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき
- (6) 助成対象者が、第15条第1項に規定する助成対象活動実績報告書または同条第2項に規定する振興会の事業年度終了に伴う実績報告書を理事長が定める期日までに提出しなかった場合
- (7) その他この要綱若しくはこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第10条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 前3項の規定による取消しをした場合には、前条第2項の規定を準用する。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第11条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第21条 助成対象者は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成対象活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第19号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 助成対象者は、第19条第1項第1号から第7号及び同条第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 第20条及び第21条第2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

第23条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。

2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成対象活動の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

第24条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成対象者が地方公共団体である場合)

第25条 助成対象者のうちの地方公共団体は、活動を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等で構成される団体であり、かつ代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに活動実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに助成対象活動の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき地方公共団体が給付金を交付するときは、当該給付金の交付の対象となる者に対し、本要綱第12条から第24条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6年 3月29日から施行する。

附 則（令和 7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱取扱細則

令和 6 年 3 月 2 9 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(通則)

第1条 文化芸術活動基盤強化基金助成金（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者の範囲)

第2条 交付要綱第4条に規定する「これと実質的に同一と認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 交付要綱第4条の規定により要望書を提出することができないこととなった期間において、要望書を提出することができない者である法人等の業務執行役員（一般社団法人及び一般財団法人以外の団体にあっては、これに該当する役員をいう。以下同じ。）であった者が新たに業務執行役員として就任した法人等。この場合において、業務執行役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。
- (2) 要望書を提出することができない法人等の役員であった者が役員として3分の2以上を占める法人等。この場合において、役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。

(助成金交付申請書の提出期限)

第3条 交付要綱第9条第1項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第5条第1項に規定する助成金交付内定通知を行った日から3か月以内とする。

(交付の条件)

第4条 交付要綱第10条第3項の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
 - (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
 - (3) 助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成対象活動に係る収入及び支出（予算及び決算）を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成対象活動の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
 - (5) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (6) 前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）に納付すること。
 - (7) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (8) 助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
- 2 理事長は、交付要綱第10条第1項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の交付の条件に加え、当該事業年度の4月1日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

(計画の軽微な変更)

第5条 交付要綱第12条第1項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付要綱第9条第1項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の20%を超えない額の変更（20%を超える金額の変更であっても、その金額が10万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合。
- (2) 助成対象活動の目的及び助成金の交付の条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合。

(助成対象活動実績報告書の提出期限)

第6条 交付要綱第15条第1項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日
(助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日) から1か月以内又は助成対象活動の完了の日の属する年度の翌年
度4月10日のいずれか早い日とする。

(振興会の事業年度終了に伴う実績報告書の提出期限)

第7条 交付要綱第15条第2項に規定する理事長が定める振興会の事業年度終了に伴う実績報告書の提出期日は、振興会の事
業年度終了後3か月以内とする。

附 則

この取扱細則は、令和 6年 3月29日から施行する。

独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）（平成14年12月13日法律第163号）

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

（振興会の目的）

第3条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第14条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

（芸術文化振興基金）

第16条 振興会は、第14条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第2条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第11項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第5条第2項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第14条第1項第1号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

- 第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第5章 雑則

(理由の提示)

- 第21条の2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

- 第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の1に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第 23 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 32 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 33 条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第 29 条から第 31 条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。ただし、昭和 29 年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正：令和7年3月5日政令第42号

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

- 2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
 - 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
 - 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行ふものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

5 別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（不服の申出の手続）

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

独立行政法人日本芸術文化振興会基金部関係委託業務実施要領

令和 6年 1月16日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(法令等の遵守)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会法第十四条第一項第一号及び第六号（第一号の業務に付帯する業務に限る）に定める業務に係る委託業務のうち別に定める業務に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。

(委託契約書)

第2条 委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2のとおりとする。

2 前項に定める契約書により難しい場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ加除修正を行うことができる。

3 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

(会計処理関係)

第3条 契約書に定める帳簿の様式は様式第3のとおりとする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第4条 契約書に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

- (1) 人件費は、備上決議書（時間給の決定事項を含む）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (2) その他の経費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、請書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書、実績を証する資料、出張命令書・復命書、航空券の半券等）及び会計伝票又はこれらに類する書類とする。

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、第3条の帳簿とともに業務終了後5年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写しによることができる。

第6条 委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、乙において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。又、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務においても、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが時間給単価は基準内時間の時間給単価とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。
- (7) 乙が、自社、親会社又は子会社等（連結財務諸表の連結対象である子会社、孫会社をいう。）（以下、「自社等」という。）から調達しようとするときは、製造原価又は仕入原価を用いることとし、利益排除を行わなければならない。ただし、自社等以外の者（2者以上）の見積書と比較し、自社等の価格の方が安価である場合には、この限りではない。
- (8) 一般管理費の率は10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規程による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。

(再委託)

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第5（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

(委託契約及び業務計画の変更等)

第9条 契約書に定める委託業務の内容又は経費の内訳の変更申請は、様式第6の「業務計画変更承認申請書」による。

2 契約書に定める委託経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第7の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書の取り交わしをもってその承認とする。

第10条 契約書に定める委託業務の中止又は廃止の申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

(完了（廃止）報告)

第11条 契約書に定める委託業務完了（廃止）報告は、様式第9の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

第12条 甲が契約書に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を提示しなければならない。

(委託経費の支払)

第13条 契約書に定める委託経費支払いの請求（概算払を除く）は、様式第10の「請求書（精算払）」によるものとする。

第14条 乙は、契約書に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払の必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第11の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第15条 甲が、前条第2項に基づき提出された「委託費支払計画書」の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第12の「請求書（概算払）」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払を行うものとする。

第16条 委託経費の支払いについては、様式第13の「銀行振込依頼書」を甲の求めに応じて提出するものとする。

(過払金の返還)

第17条 契約書に定める過払金の返還は、甲より別途送付する請求書等により、指定の期日までに返還しなければならない。

2 前項の返還に際し、遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に準じて算定した金額を利息として付すことができる。

(成果報告)

第18条 契約書に定める成果報告書は、様式第14の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第15による「無断複製等禁止の標記について」を掲載すること。

(知的財産権)

第19条 産業技術力強化法第17条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書に基づく書面は様式第16の「確認書（知的財産権）」とする。また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「産業財産権実施届出書」は様式第20、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

第20条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書に基づく書面は様式第25の「確認書(コンテンツ)」とする。また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「コンテンツ利用届出書」は様式第26、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 乙は、預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。))について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書に定める個人情報の第三者への提供、通知、使用、複製、改変の申請は、様式第27の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(成果の利用等)

第22条 乙は、契約書に定める委託業務による成果の利用申請は、様式第28の「成果利用承認申請書」による。ただし、以下についてはこの限りではない。

(1) 次に掲げる事項については、乙は、様式第29による「成果利用届」を甲に提出するものとする。

i) 学会等の場で行う口頭発表

ii) 学会誌等に発表する論文(投稿)

iii) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

また、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(2) 成果の利用に伴い収益が発生するとき、乙は様式第30の「独立行政法人日本芸術文化振興会著作刊行物の複製(引用)許可申請書」を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、甲からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

(取引停止措置)

第23条 独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱基準により取引停止措置を行う。

(変更届)

第24条 契約書に定める乙の代表者氏名又は住所の変更通知は、様式第31の「変更届」による。

(任意団体に関する事項)

第25条 契約書に定める任意団体に関する事項の申請書は、様式32の「任意団体に関する事項」による。

(その他)

第26条 様式は、日本産業規格に定めるA列4判とする。

第27条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、甲が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月16日から施行する。ただし、令和6年1月16日以前に契約締結又は契約手続きを開始したものは、なお従前の例による。

クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業委託実施要項

令和 6 年 3 月 29 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 本事業は、クリエイター・アーティスト（公演・展示等の実施や企画・制作・交渉に必要な者を含む。以下「クリエイター等」という。）の育成及びその活躍・発信の場でもある文化施設の高付加価値化のために行う活動への助成（以下「助成型事業」という。）、並びにクリエイター等の育成プログラムの実施（以下「委託型事業」という。）を通じて、グローバルに活躍できるクリエイター等の育成支援を推進し、各分野全体の文化芸術活動の活性化、我が国の国際的プレゼンスの向上につなげることを目的とする。

(委託業務の内容)

第2条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、事業の実施に必要な以下の業務の全部又は一部を委託することができる。

(1) 全体運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 本事業の進捗管理・成果検証等を行う委員会に関する業務
- イ 本事業の広報・マーケティング分析に関する業務

(2) 助成型事業事務運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 文化芸術団体等からの応募書類等受付に関する業務
- イ 助成対象活動選定のための審査に関する業務
- ウ 助成対象団体との連絡調整に関する業務
- エ 助成対象団体から提出される交付申請書、変更承認申請書、実績報告書等の確認に関する業務
- オ 助成対象活動に係る助言等の支援を行う者との連絡調整に関する業務
- カ 助成対象活動に係る助言等の支援を行う者への支払いに関する業務
- キ その他上記の業務の執行に必要な事務

(3) 委託型事業事務運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 文化芸術団体等からの企画提案受付に関する業務
- イ 企画提案を審査するための委員会に関する業務
- ウ 文化芸術団体等との連絡調整に関する業務
- エ 文化芸術団体等から提出される業務計画書、収支報告書等の確認に関する業務
- オ 文化芸術団体等との契約に関する業務
- カ 文化芸術団体等への支払いに関する業務
- キ 業務完了後の報告書のとりまとめ、提出に関する業務
- ク その他上記の業務の執行に必要な事務

(4) 委託型事業実施業務のうち、次に掲げるもの

- ア クリエイター等の育成プログラムの企画・立案業務
- イ クリエイター等の育成プログラムの実施・運営業務
- ウ その他クリエイター等の育成プログラムの実施に必要な業務

(業務の委託先)

第3条 委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、文化芸術団体等へ業務等に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができる又は人材育成及び海外展開の支援を行うことができる、法人格を有する団体とする。

(委託期間)

第4条 委託期間は、委託を開始した日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

(委託手続)

第5条 委託を受けようとする団体は、別に定める業務計画書等を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、団体から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体に対し業務を委託する。

(委託経費)

- 第6条 振興会は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、旅費、諸謝金、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、海外活動費、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- 2 振興会は、団体が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- 3 委託費の支払は、原則として精算払いとする。但し、振興会が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

(再委託)

- 第7条 団体は、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本業務のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

(業務完了の報告)

- 第8条 団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、別に定める委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、振興会に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

- 第9条 振興会は、前条の規定により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

(その他)

- 第10条 振興会は、団体における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- 2 振興会は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- 3 振興会は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- 4 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。本業務の一部について再委託を受けた者も同様とする。
- 5 この要項に定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、独立行政法人日本芸術文化振興会基金部関係委託業務実施要領に定めるところによる。

附 則

この要項は、令和 6年 3月29日から施行する。